

# 経営士推薦入会規程

令和2年9月14日改定

## (趣旨)

一般社団法人日本経営士会(以下、“本会”という)に会員として入会するためには、一般的には、資格審査委員会が行う経営士資格試験の合格または経営士養成講座の修了が必要となるが、既に経営士の能力を有する有能な人材が、本会で活躍いただくために、推薦による入会方法として「経営士推薦入会規程(以下、“本規程”という)」を定める。

## (目的)

策1条 きわめて複雑・困難で高度な経営環境に対応するため、本会において各界の専門家の結集を積極的に図るとともに、既に経営士の能力をお持ちで、社会的な活動実績ある有能な人材が本会の会員(経営士)となり、活躍いただくことを目的として、本規程を定める。

## (推薦人および推薦依頼)

第2条 本規程の推薦の手続きにおいては推薦人を設定する。また、本会会員は推薦入会の候補となる人について、推薦人に推薦依頼することができる。

(1) 推薦人は、第3条に規定する被推薦人について、本会の資格審査委員会と理事会に対して、入会を推薦する人であり、以下の通り設定する。

- ① 推薦人は、本会理事、本会支部長、副支部長、本会経営支援センター長(本会県会長)、支部長の指名した者のいずれか2名とし、うち主推薦人1名、副推薦人1名を定める。
- ② 2名の推薦人のうち1名の任務遂行が不可能な場合は、他の1名が別に推薦人代行者を本会の会員の中から指名する。
- ③ 推薦人の2名が共に任務遂行が不可能な場合は、理事会において、新規に推薦人を指名し、任務を委嘱する。

(2) 本会会員が、推薦入会が妥当と判断し、本会への入会を希望する人について、推薦入会の候補者としての推薦を、①のいずれかの推薦人に依頼する時は、「推薦依頼書(様式推薦02)」に推薦理由を記入し、会員欄に署名・捺印の上、提出することで、推薦入会を依頼することができる。

## (被推薦人の範囲)

第3条 被推薦人は推薦によって本会への入会を希望する人とし、次に挙げる各項のすべてを満たさなければならない。

(1) 経営士としての使命・役割・職務を全うできる人格・識見・能力・専門知識を備えていること。

- (2) 「資格に関する規程」第4条1項に規定する以下に該当すること。
  - ① 大学卒業程度以上の学識と経営管理の実務経験5年以上を有する者
  - ② 法律に違反して処分を受け2年を経過しないなど、本会により不適と判断された者でないこと。
- (3) 本会の経営士倫理規程を遵守できる人物であること。
- (4) 「別表1 被推薦人の適格基準」のいずれかを満たしていること。

(推薦入会の申請)

第4条 推薦入会の申請は、以下の手順に従って行うものとする。

- (1) 主推薦人は、被推薦人に対して本規程と本会の倫理規定を提示して、推薦入会の申請を行うかどうかの事前の判断を促すものとする。
- (2) 被推薦人が、本規程に基づいて入会を希望する場合には、以下の①～⑪の「推薦入会関係書類」を主推薦人に提出するものとする。
  - ① 入会申込書（本会所定様式）
  - ② 履歴書（本会所定様式）
  - ③ 業務経歴書（本会所定様式）
  - ④ 経営管理実績を示す資料（本会所定様式）
  - ⑤ 経営指導実績を示す資料（本会所定様式）
  - ⑥ 保有資格登録証がある場合はその写し
  - ⑦ 学校卒業証明書、又はこれに変わるべき公的証明書
  - ⑧ 宣誓書（本会所定様式）
  - ⑨ 推薦入会申請書（本会所定様式）
  - ⑩ 住民票抄本原本
  - ⑪ 身分証明書（身元証明書）原本  
(本籍地の市町村長発行のもので、禁治産者の宣告を受けていない、後見の登録の通知を受けていない、破産宣告の通知を受けていないとの証)
- (3) 主推薦人は、③④の内容から経営管理の実務経験5年以上を有することについて判定するとともに、「推薦入会関係書類」から、別表1の被推薦人の適格基準に適合するかどうかを確認する。

主推薦人は、この結果、入会の要件を満たさないことから申請を受理しない場合には、その旨を被推薦者に書面で通告して、申請の取り消しを行うことができる。
- (4) また、主推薦人は、「推薦入会関係書類」に不備がないかどうかを確認し、不備がある場合は、被推薦人にその旨を伝えて、再提出を促すものとする
- (5) このうえで、主推薦人は、「推薦入会関係書類」の写し（副）を副推薦人に送付する。（正は主推薦人が保管）
- (6) 入会申込書に被推薦人が所属したい支部を理由付きで明記している場合は、

本会はその意思を尊重するものとする。

ただし、所属支部の意思表示が無い場合は、被推薦者の住所または勤務先の住所に基づいて、資格審査委員会で審議し、理事会にて所属支部を決める。

- (7) 被推薦人は、「推薦入会関係書類」の申請が推薦人に受理された場合、審査料 10,000 円と入会証拠金 80,000 円の合計 90,000 円を、本会の所定の金融機関に振り込みをするものとする。

入会証拠金 80,000 円は、本会の入会金に充当する。

- (8) 被推薦人が不合格になった場合は、本部事務局から審査結果を推薦人と被推薦人に連絡するとともに、入会証拠金を被推薦人に返却する。

#### (推薦人による一次審査)

第 5 条 主推薦人および副推薦人は「推薦入会関係書類」を受理した場合、本規程に基づき速やかに被推薦人への一次審査を実施し、審査結果としての「推薦書」と「面接試験評価表」、および「推薦入会関係書類」を本会本部事務局に提出するものとする。

- (1) 主推薦人が被推薦者から「推薦入会関係書類」を受理してから、一次審査の完了まで、特段の事情がある場合を除き、1ヶ月を超えてはならない。
- (2) 主推薦人および副推薦人は、同席して被推薦人への面接での一次審査を実施し、適格者については「推薦書」と「面接試験評価表」を、推薦人それぞれで個別に作成する。
- (3) 面接審査の評価項目と判定は、判定基準参考資料の「別表 2 被推薦者評価基準参考規程一覧表」に基づくものとする。
- (4) 主推薦人および副推薦人は「推薦書」の作成に当たり、推薦人記入欄に評価項目ごとの評定と推薦理由を記入し、推薦人欄に署名・捺印する。
- (5) 「推薦書」と「面接試験評価表」および「推薦入会関係書類」は主推薦人が一式として取りまとめ、正本 1 通、コピーの副本 2 通を作成する。

正本は主推薦人から本部事務局に提出するものとし、副本を 1 通ずつ主推薦人および副推薦人が個人情報保護に留意して保管する。

#### (資格審査委員会による事前審査と本審査)

第 6 条 資格審査委員会の役目は以下のとおりとする。

- (1) 資格審査委員会は、本部事務局からの依頼により、提出された正本の書類について、本規程等本会の規程に基づいて、事前審査および本審査を実施する。本審査の結果は、理事会に事務局経由で、書面で提出しなければならない。
- (2) 資格審査委員会は、事前審査を行った結果、正本の書類の不備や、被推薦者の適格要件不足などがある場合、主推薦人に対して書面で指摘して、正本の再

提出または推薦入会の申請の取り下げを被推薦人に行うよう勧告することができる。

- (3) 主推薦人がこの勧告を不当と判断した場合は、本会会長にその旨を書面で申し立て、調停を依頼することができる。この場合、会長は速やかに、主推薦人と資格審査委員会の委員長との間の調停を行うものとする。

#### (推薦入会の認否および公表)

第7条 推薦入会の認否と公表は以下の通りとする。

- (1) 資格審査委員会の審査結果を受理した理事会は、速やかに入会の認否を決定しなければならない。
- (2) 理事会は入会の認否の決定にあたり、資格審査委員会の審査結果を尊重しなければならない。
- (3) 入会を承認した場合
  - ① 本部事務局は、理事会で推薦入会を適当と認めた被推薦人について、推薦人に通知する。
  - ② 本部事務局は、被推薦人に対し、入会手続関係書類を送付する。
  - ③ 被推薦人は、所定の期間内の入会手続完了を以て、経営士の資格を取得できる。
  - ④ 年会費の徴収および会員証の発行期日は、3月、6月、9月、12月の各20日とする。土、日、祝日と重なった場合はその翌日とする。
- (4) 入会を否認した場合  
理事会で推薦入会を否認した場合は、本部事務局から推薦人に否認理由を明記した文書で通知し、推薦人はその旨を被推薦人に文書で通知する。
- (5) 被推薦人の推薦入会者としての経営士資格取得の公表は、試験による入会者と同様の方法で行う。

#### (年会費)

第8条 経営士の入会者に対し、本部事務局から年会費50,000円の請求を行う。

ただし、入会時期により、徴収金額を以下によるものとする。

6月20日入会 → 上・下期（通年分50,000円）

9月20日入会 → 下期（半期分25,000円）

12月20日入会 → 下期（半期分25,000円）

3月20日入会 → 翌期より50,000円の徴収

#### (改定と改訂)

第9条 本規程は、必要と認めた時に理事会の決議により改定または改訂することができる。

(附則)

- 1 本規程は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 本規程は、平成 29 年 10 月 1 日付けで改定、即日施行する。
- 3 本規程は、令和 2 年 9 月 14 日付けで改定、即日施行する。

.....

別表 1 被推薦人の適格基準

資格に関する規程(平成 25 年 4 月 1 日施行)第 7 条の基準を以下のように改定する。

経営管理の実務経験 5 年以上を有し、下記のいずれかに該当する被推薦人は、資格審査委員会による審査と理事会における審議の結果で推薦入会を認定された場合、「経営士」の資格付与及び本会への入会をすることができる。

- (1) 経営コンサルタントとして、経営指導の実績が継続 3 年以上有する者。
- (2) 短期大学以上の教育機関において、教授、助教授、准教授、講師として経営管理に関する教育実績が継続 3 年以上有する者。
- (3) 全能連マネジメントコンサルタントとして、登録している者。
- (4) 次の有資格者で、経営指導実績が継続 3 年以上有する者  
弁護士、公認会計士、技術士、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、弁理士、不動産鑑定士、経営に関する博士、行政書士、司法書士、MBA。
- (5) 企業経営経験者等  
企業(株式会社、有限会社等会社組織の種類を問わない)の取締役、執行役員は通算 3 年以上、及びこれに準ずる部門長クラス以上の在任年数が通算 5 年以上を有する者。
- (6) 経営コンサルティングを本業とする企業のコンサルティングスタッフとして、経営指導の経験が通算 5 年以上を有し、その経営者から推薦がある者。

(7) 研究機関研究者等

”研究者指導層(企業経営者等に準ずる)歴が通算 10 年以上を有する者。

(8) 団体指導者層等

(5)項の企業経営経験者等に準ずる。

別表 2 被推薦者評価基準参考規程類一覧表

評価項目 参考規程類	倫理	人格	見識	能力	専門知識
	責任感 職業倫理 市民性 等	品性 対人性 自己管理 信頼感 等	物事を正しく判断、評価する力 世界観 社会観 倫理観 等	企画力 指導力 実践力 等	
① 本会定款	第 3 条 第 5 条	同左	同左	同左	同左
② 本会倫理規定	全部	全部	全部	全部	全部
③ 推薦入会規程	第 3 条	第 3 条	第 3 条	第 3 条	別表 1
④ 経営士の心得	全部	全部	全部	全部	全部
⑤ 履歴書、業務経歴書	全部	全部	全部	全部	全部

別表 3 推薦入会に対する助成について

本規程により被推薦人が入会した場合、主推薦人に対して 1 万円を、該当支部に 3 万円を支給する。副推薦人への分配は主推薦人に委ねる。